2　法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　次条第一項各号に掲げる業務であって、当該農業協同組合連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

三　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあっては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を除く。）

3　法第十一条の六十六第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務とする。

［一～四　略］

五　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあっては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を除く。）

4　法第十一条の六十六第一項第五号の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社等（当該農業協同組合連合会の子会社（法第十一条の六十六第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［項を削る。］

2　法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　次条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

三　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。次項第四号において同じ。）

3　［同上］

［一～四　同上］

五　次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

4　法第十一条の六十六第一項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該農業協同組合連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に限る。以下この条において同じ。）の農業協同組合連合会集団（当該農業協同組合連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該農業協同組合連合会の子会社のうち、法第十一条の六十六第一項第一号又は第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該農業協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二　当該農業協同組合連合会又は当該農業協同組合連合会の農業協同組合連合会集団及び次に掲げる者

イ　金融機関等

ロ　金融機関等集団

ハ　銀行等持株会社集団

5　前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一　金融機関等　次に掲げる者

イ　法第十条第一項第三号の事業を行う組合（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の特定子銀行を含む。）